

環境基本計画に対する主な意見一覧

【環境審議会からの意見等】

該当箇所	意見	回答・対応
環境基本計画 p33	野焼き指導は、p45の「2-4農地を保全・活用します」などの農業分野に移動してはどうか。	野焼きは、一般ごみ等を庭先で燃やすようなケースなども意図して、生活環境保全分野に入っています。(なお、農業の事業活動に伴う野焼きは、法律上、軽微なもの、営農上やむを得ないものまでは認められており、2-4の農業分野等へ移動することは望ましくないと判断しました。)
環境基本計画 p39	市民・事業者による取組に外来生物の例が記載されているが、ジャンボタニシも追加してはどうか。	スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)について追記しました。
環境基本計画 p53	「グリーンカーテンを設置しましょう」は、「まずはここから」の取り組みでも良いのではないか。	「まずはここから」は、なるべく費用が掛からず、大掛かりな準備も必要なく今日から実践できることを記載し、「さらにもう一歩」は費用や準備が必要なものを記載することとしました。グリーンカーテンは、ある程度資材などの用意も必要であることから、今回は、「さらにもう一歩」にしています。一方、例えばp50には、「ベランダや庭のみどりを増やしましょう」という項目も入れてあります。まずは鉢植え1つから緑化に取り組んでいただき、将来的に、グリーンカーテンなどの取り組みに挑戦いただければと考えています。
事業計画 p2 p5	事業計画(前期)の「重点取組」の章と「環境の分野別の取組」の章は、順番が逆の方が分かりやすいのではないか。	「環境の分野別の取組が先、重点取組が後」という順番になっていましたが、入れ替えを行いました。
事業計画 p7等	低周波騒音対策については規定を置かないのか。	これまでの騒音規制法に関する苦情件数と比べ、現状では、低周波騒音に対する苦情件数は非常に少ない状況です。そのため、環境基本計画に施策として記載はしない予定ですが、低周波振動に対するお問い合わせ等があった場合には、相談業務として対応していきます。
事業計画 p9等	海の漂着ゴミや漁業に関する取組が施策の柱には入っていないようだが、もう少し盛り込めないだろうか。	海の漂着ゴミや海岸の環境に関する項目は河川の環境と密接な関係にあることから、施策の柱2-3「水辺の自然を再生します」に規定しています。また、施策の充実という観点では、御意見を関係課へ伝えたいと思います。
事業計画 p15等	波力発電(平塚海洋エネルギー研究会)を施策として加えられないか。	No.98「地域資源を活用した新産業(波力発電関連分野)の創出」を追記しました。